

第2回「廃棄物受入に関する検討委員会」

日 時：平成26年8月25日（月）15時00分～
場 所：大阪湾広域臨海環境整備センター会議室
（大阪中之島ビル9階）

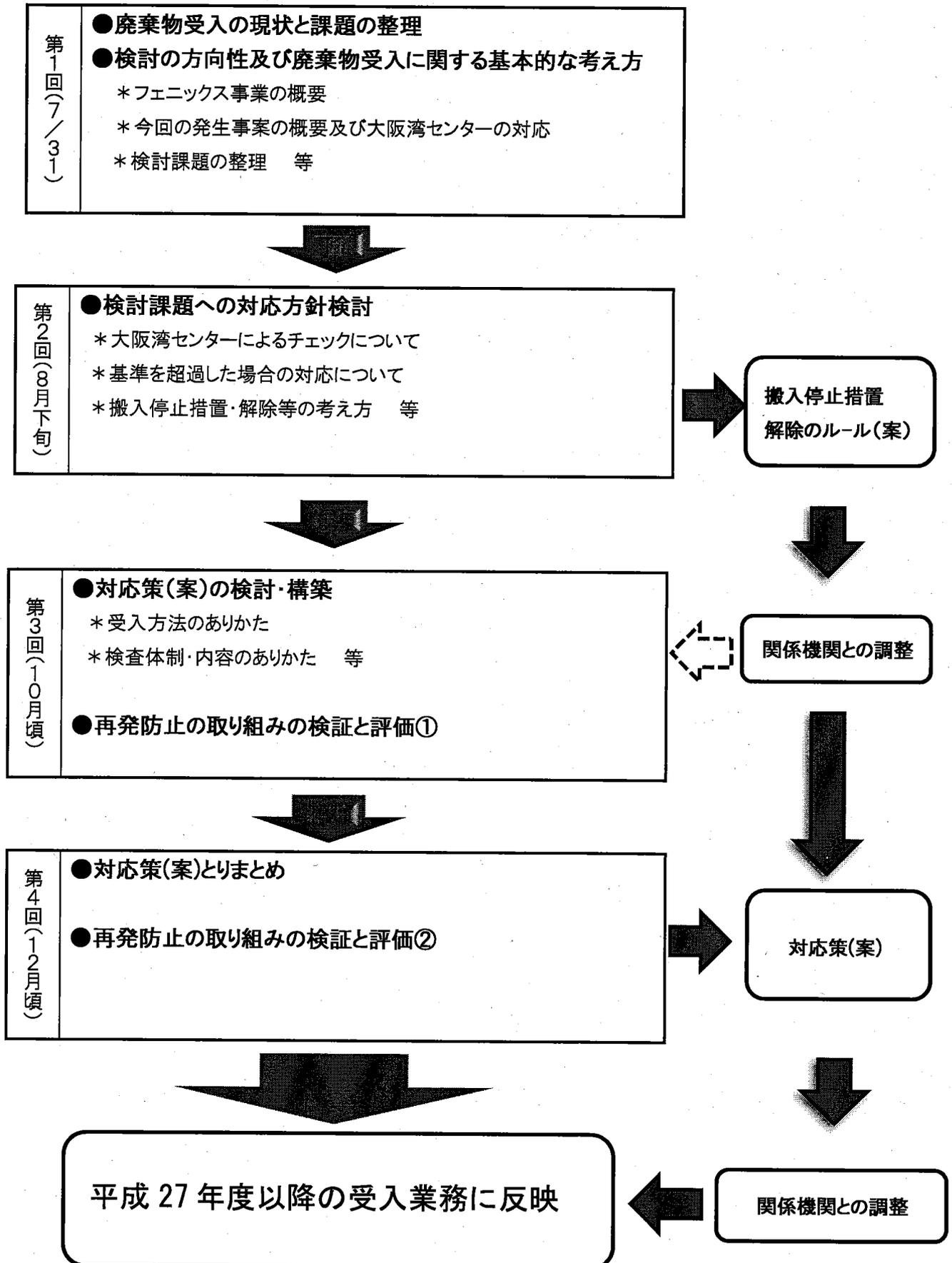
議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 再発防止の取り組み状況の経過報告について
- (2) 課題への対応方針について
- (3) その他

廃棄物受入に関する検討委員会における検討フロー



議 事 録 (案)

件 名： 第1回 廃棄物受入に関する検討委員会
日 時： 平成26年7月31日(木) 15:30~17:15
場 所： 大阪湾広域臨海環境整備センター会議室

【概要】

- 委員会設置要綱説明、委員互選により委員長を選出
- 議題ごとに事務局が説明の後、質疑応答
 - 議題(1) 委員会の検討事項とスケジュールについて
 - 議題(2) 大阪湾フェニックス事業の概要について
 - 議題(3) ダイオキシン類基準超過事案の概要及び大阪湾センターの対応について
 - 議題(4) 検討課題について

【議事内容】

- 議題(1) 委員会の検討事項とスケジュールについて
検討会フローにより、検討内容及び年内に委員会を4回開催し、結果を受け来年度以降の受入業務へ反映させるスケジュールを説明、了承を得た。
- 議題(2) 大阪湾フェニックス事業の概要について
事業、受入業務の概要、受入検査の仕組み、基準超過対応の現状について説明。
- 議題(3) ダイオキシン類基準超過事案の概要及び大阪湾センターの対応について
発生事案3件、事案に対する措置状況、再発防止の取組について説明、質疑応答
(委員) 事案は、チェックをクリアしていたのか。契約時に問題なければ、素通りできてしまい、受入検査とは別の機会に判明したというのか。
(事務局) 超過を把握できなかった。高島市は、自主分析で基準超過しても、別途2回目を行い、基準適合した結果だけで申込を行っていた。それを何年も続けていた。
(委員) 事案発生の原因は調査中とのことだが、なぜ誤魔化そうとしたのか。費用増や技術的にどうしようもなかったなどが考えられるが。
(事務局) 推測になるが、センターで受入れてもらえないと民間処分場での高額な処分となること、処分にあって必要な搬出先市町村の同意を得る事も困難といったことから超過報告を躊躇したと考えられる。実際、高島市の事案では、民間施設で処分しようとしたが立地市の同意が得られなかったとの新聞報道があった。
(委員) 実名公表を行ったが、公表については要領には規定がないようだが。
(事務局) 要領では公表については定めていない。これまでは個々の基準超過事案の公表は行っていない。高島市の件は一般廃棄物におけるダイオキシン類基準超過の初めての事案であり、行政に対する信頼を損なうものであり搬入停止とし、社会的影響の大きさから公表することとした。
このような考え方から行政主体の場合は、実名公表とした。民間の場合、実名公表は社会的制裁が大きすぎると判断し匿名公表とした。これらはダイオキシン類に関する超過事案に対する特例措置として位置付けて行っているものであり、要領に規定したもの

ではない。

(委員) 今後、公表の基準、方法は決めるのか。

(事務局) 委員会でも意見を頂きたいと思っている。外部からは、安全に関することであり公表すべき、風評被害を考えれば次々公表すべきでないといったご意見がある。公表をどういった範囲で、どのような方法で行うのがいいのか、民間は社名を出すのか匿名とするのかといったことについて意見を頂きたい。なんらかのルール化は行いたい。

(委員) センターとしては、受入の可否については権限をもっており、それによる指導はできるが、炉の運転など施設管理の指導については監督官庁に任せざるをえない。監督官庁との連携も課題の一つではないかと思う。フェニックスが事業場へ立ち入ってまで指導を行うべきとまでは言えない。そういったことは監督官庁にきちんとしてもらわないといけない。

○議題(4) 委員会の検討課題について

現時点で考えられる課題について説明、質疑応答

(委員) 分析方法に関して2回分析を行った結果の扱いについては、今回は似通った値であり特措法の援用(低い方を結果とする)で行けると改めて思った。

(委員) 分析手法の誤差を考慮した2回分析であれば、単一業者で分析など条件は同じほうがよいとも考えられる。試料採取や分析業者数などのルールを決めていくほうがよい。

(事務局) 相手先から業者の技量への疑義が出る可能性もあり、複数業者で試行している。

1回分析では不足であり、2回は必要というところまでは決めておきたい。

(委員) 誤差の原因を複雑化させる懸念はある、基準超と基準以下の2つの結果が出たときにさらに再分析ともなりかねない。2回測定することの必要性は分かった。

(委員) 2回分析の意味は分かった。前後2回で行うことについてはもう少し検討の余地があるが十分議論できたと思う。その他の課題については次回以降議論することとした。

再発防止の取り組み状況の経過報告

滋賀県高島市によるダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事案が発生したことを受けて、本センターの再発防止のための取組を鋭意進めており、これまでの取組状況について報告する。

1 緊急調査によりダイオキシン類基準超過が判明した排出事業者について

今年度、現在までに緊急調査によりダイオキシン類の基準を超過したことが判明した排出事業者は3者であり、滋賀県高島市を含めた次の4排出事業者を搬入停止処分とした。

- ①滋賀県高島市 搬入停止日 平成26年5月30日
- ②城南衛生管理組合（京都府） 搬入停止日 平成26年6月23日
- ③A社（社名非公表） 搬入停止日 平成26年7月23日
- ④奈良県桜井市 搬入停止日 平成26年8月18日

基準超過が判明した経緯を整理すると次のとおりとなる。

	高島市	城南衛生 管理組合	A社	桜井市
排出事業者による分析検査	×			×
立入調査		×		
抜き取り検査		×	×	

2. 一般廃棄物検査結果について

(1) 抜き取り検査

113施設のうち廃止炉5施設を除く108施設を対象に、現在52施設の検査を行っている。うち新設炉1件について基準超過が判明した。

	施設数	分析済 (基準超過)	未採取	備考
新設炉	23	23 (1)	0	基準超過は城南衛生
既設炉	85	29	56	
検査対象計	108	52 (1)	56	
検査対象外	5	-	-	廃止炉
合計	113			

(2) 立入調査結果について

所管行政庁と連携して立入調査を開始し、8月22日現在、73施設の調査を行い、1施設で過去に基準超過していたことが判明した（城南衛生管理組合）。

	施設数	調査済 (基準超過)	未調査	備考
新設炉	23	23 (1)	0	基準超過は城南衛生
既設炉	85	50	35	
調査対象数	108	73 (1)	35	
調査対象外	5	-	-	廃止炉
合計	113			

(3) 排出事業者による分析検査について

113事業場のうち7件（高島市・城南衛生2件+廃止炉5件）を除く106事業場に対し排出事業者による分析検査を依頼し、106施設全てから報告があり、1施設から基準超過の報告があったため、8月18日付で搬入停止とした（桜井市）。

	施設数	検査済 (基準超過)	未検査	備考
新設炉	21	21 (1)	0	基準超過は桜井市
既設炉	85	85	0	
検査対象数	106	106 (1)	0	
検査対象外	7	-	-	搬入停止2+廃止炉5
合計	113			

3 産業廃棄物の検査結果について

32事業場のうち対象外の炉5件を除く27事業場を対象として、現在7施設の抜き取り検査を行っている。検査を行った新設炉5施設のうち1施設が基準超過したため再分析を行い、再分析の結果も基準超過であったため、7月23日付で搬入停止とした。

	施設数	分析済 (基準超過)	分析中・ 未採取等	備考
新設炉	9	5 (1)	4	基準超過施設は搬入停止
既設炉	18	2	16	
対象数	27	7 (1)	20	
対象外	5	-	-	キューボラ、ボイラー等
合計	32			

検 討 課 題

今回の事案を受け、センターとしてより一層廃棄物を適正に受け入れるため、取り組むべき課題は以下のとおりである。

【適正な受け入れにおける役割の課題】

- ① 適正な受け入れのための役割について

【センターの受入検査における課題】

- ② 分析方法について
- ③ 採取した試料の保管の考え方について

【排出事業者による検査における課題】

- ④ 分析方法の考え方について

【基準超過した場合の対応の課題】

- ⑤ 公表のあり方について
- ⑥ 搬入停止等の措置の考え方について
- ⑦ 搬入停止等の解除要件や手順の考え方について
- ⑧ 解除後の分析調査について
- ⑨ 基準超過事案判明時の安全確認の考え方について

【その他の課題】